

令和2年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況（概要）

環境省では、都道府県等（計127地方公共団体）からの報告に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日までを対象に、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）の施行状況を取りまとめた。

1. 特定施設数（鉱山保安法等他法で取り扱われる施設を含む。）

	大気	水質
令和2年度末の施設数 （事業場数）	8,350 (5,778)	3,400 (1,440)

2. 規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
立入検査件数	2,852	605
命令件数 <small>注1)</small>	12	0
指導件数 <small>注2)</small>	780	29

注1) 法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）。

注2) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海環境保全特別措置法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

3. 設置者による測定結果報告状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 （報告対象数）	6,147 (8,253)	494 (576)

4. 土壌汚染対策の状況

対策地域の指定件数	対策計画の策定件数
0	0

以上